

別紙

諮問（名総務第42号）

答 申

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

令和4年1月18日 審査請求人は、名護市情報公開条例（平成13年名護市条例第27号）第6条第1項の規定により、実施機関へ「2006年1月22日の名護市長選以降、同年4月7日に「普天間飛行場代替施設建設に係る基本合意書」を市がむすぶまでの、移設計画をめぐる市の意思形成にかかるいっさいの記録。また同期間に、移設計画をめぐり、沖縄防衛局を含む防衛省や官邸などの政府機関側と交わした連絡・話し合い・協議などのいっさいの記録」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和4年2月10日 実施機関は、名護市情報公開条例第9条第2項の規定に基づき「実施機関で保有したことがない」として公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行った。

令和4年3月1日 審査請求人は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、本件処分を取り消し、全部を公開するよう求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った本件請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、全部を公開するよう求めるというものである。

(2) 審査請求人が主張している内容は、次のように要約される。

ア 市行政における移設問題の重要性にかんがみて、いかなる記録も実施機関が保有したことがないとは常識的に考えられない。名護市が政府機関側と話し合いを持ったことは、反論書に記載した①から③までの資料から明らかである。

イ 市は、弁明書において「平成23年度以降に」取得作成した基地対策関連の公文書を管理している簿冊台帳及び簿冊破棄台帳に記載がないことをもって、当該文書の存在が確認できないとしているが、当該公文書の作成は平成18年（2006年）であって、理由にならない。

ウ 事案の重要度から考えて、当該文書の少なくとも一部は、名護市文書取扱規程（平成16年訓令第7号）の別表2で定める第1種（保存年限30年）にあたるはずである。

エ 反論書に記載した②の各会合は、市長と助役が参加しており、随行職員もいたと思われる。名護市職員の服務に関する規則（昭和45年規則第6号）第11条の2の規定により、公務旅行をした職員に報告を義務づけている。

オ かなる記録をとっていないとすれば、こうした累次の話し合いの経緯について当事者ですら、正確に分からなくなってしまったはずである。

カ 平成 14 年（2002 年）から施行されていた名護市情報公開条例第 3 条第 3 項で「実施機関は、会議録等必要な公文書を作成しなければならない」と規定しており、仮にいつさいの記録を保有したことがないとすれば、明らかな条例違反にあたる。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している内容は、次のように要約される。

- (1) 平成 23 年以降に取得・作成した基地対策関連の公文書については、簿冊台帳及び簿冊破棄台帳を作成した上で管理しているが、平成 23 年以前における基地対策関連の公文書のうち、該当する文書が簿冊台帳及び簿冊破棄台帳で存在が確認できないことから、請求された公文書を実施機関で取得・作成した事実を確認する手段がないため、請求された公文書を実施機関で保有したことがない。
- (2) 「平成 23 年度以降に取得・作成した基地対策関連の公文書については、簿冊台帳及び簿冊破棄台帳を作成した上で管理している」と弁明したが、平成 23 年度以前に取得・作成した文書を含めて平成 23 年度に簿冊台帳及び簿冊破棄台帳を作成している。
- (3) 反論書に記載された②の各会合には、市長及び助役以外の職員が随行して参加したことを証明する資料はなく、市長及び助役のみが参加したと考えられる。そのため、旅行命令権者への報告は、必要ないものである。
- (4) 名護市情報公開条例では、「会議録等の必要な公文書を作成しなければならない」となっているが、市長及び助役のみが参加している場合は、会議録等の作成をしていないことが考えられる。

5 当審査会の判断

- (1) 本件は、実施機関へ「2006 年 1 月 22 日以降、同年 4 月 7 日」までの間に作成された、「普天間飛行場代替施設建設に係る基本合意書」締結に至る「市の意思形成に関わるいつさいの記録」及び「政府機関側と交わした連絡・話し合い・協議などいつさいの記録」の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は「実施機関で保有したことがないとして、公文書不存在決定」とした。

以下、実施機関による公文書不存在決定の妥当性について検討する。

なお、審査請求人が特定した「2006 年 1 月 22 日以降、同年 4 月 7 日」までの期間内である 2006 年 2 月 4 日に「岸本市長が防衛庁から説明のあった沿岸案に対し受け入れられない旨を表明」したとする「市長コメント」が作成されているが、当該コメントについては既にホームページ上で公開されており、審査請求人自身が公開請求の対象ではないとしている。

- (2) 実施機関は、基地対策関連の公文書について、簿冊台帳及び簿冊破棄台帳を作成したうえで管理しているところ、簿冊台帳及び簿冊破棄台帳には審査請求人が請求する公文書は存在しなかった。
- (3) 審査請求人の請求する公文書が存在しないことについて、審査請求人は、「市行政における移設問題の重要性にかんがみて、かなる記録も実施機関が保有したことがないとは常識的に考えられない。名護市が政府機関側と話し合

いを持ったことは、資料から明らかである。」として、以下の資料を挙げている。

- ① 名護市のホームページで公開されている当時の市長コメント
- ② 書籍「普天間交渉秘録」（新潮社）
- ③ 書籍「決断」（新星出版）

しかし、当該資料からは、名護市と国が協議を行っていたことは明らかであるものの、協議の内容について実施機関が公文書を作成していたことまで明らかであるとはいえない。

- (4) また、審査請求人は、名護市と国との協議には市長と助役が参加しており、随行職員もいたと思われるとも主張している。しかし、当該協議に随行職員がいたことを示す資料はない。

審査請求人が指摘する協議に限らず、一般的に、協議の場に市長及び助役のみが参加し、職員が随行しないことは往々に行われていることであることからすれば、随行職員がいなかったとしても不自然ではない。

- (5) さらに、審査請求人は、平成14年（2002年）から施行されていた名護市情報公開条例第3条第3項で「実施機関は、会議録等必要な公文書を作成しなければならない」と規定しており、仮にいつさいの記録を保有したことがないとすれば、明らかな条例違反にあたりと主張している。

しかし、これまで述べたとおり、審査請求人の請求する公文書が存在することは認められない。

なお、当審査会は、そもそも条例第3条第3項の該当性について判断する権限はない。

- (6) したがって、実施機関が公文書不存在と決定したことは妥当であることから、よって、上記1のとおり判断する。

6 審査の処理経過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|-----------|---------|
| 令和4年3月4日 | 審査請求書受付 |
| 令和4年4月21日 | 諮問書受付 |
| 令和4年5月19日 | 第1回審査会 |
| 令和4年7月12日 | 第2回審査会 |
| 令和4年8月18日 | 第3回審査会 |

7 名護市情報公開・個人情報保護審査会名簿

| 職 名 | 氏 名 |
|-----|---------|
| 会 長 | 島 田 考 人 |
| 副会長 | 島 袋 達 志 |
| 委 員 | 儀 保 唯 |